

第三条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長（以下「附票管理市町村長」という。）を経由して、機構に対し、自己に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。）（外国人住民（同法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）である申請者につては、同法第七条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）」とあるのは「第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

3 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかわらず、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

4 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、附票管理市町村長を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」とあるのは「のうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準するものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と「できる」とある。

市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にかかるらず、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）及び附票管理市町村長を経由して、機関に対し、同項の申請をすることができる。

第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、次条第五項に規定する領事官（次項において「領事官」という。）を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「のうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」。この場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

わらず、入管法第十九条の十五の二第一項又は入管特例法第十六条の二第三項の規定による特定在留カード等（番号利用法第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等）をいう。第二十二条の三第一項において同じ。）の交付の申請に併せて、出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、第三条第一項の申請をすることができる。

第三条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による同条第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、出入国在留管理庁長官を経由して」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「出入国在留管理庁長官」と、「をする」とあるのは「のうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理）

第四条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めることにより、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間）

第五条 個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間は、主務省令で定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書の二重発行の禁止）

第六条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けることができない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項）

第七条 個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項は、次に掲げる事項を記録するものとする。

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行
の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者については同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者については当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）

四 その他主務省令で定める事項

2 国外転出届（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ。）を出した者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあつては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届（同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。）に記載された転出の予定年月日」とする。

（個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録）

第八条 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用署名用電子証明書（当該個人番号カード用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」という。）を電磁

的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいいう。以下同じ。）に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第九条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行

3
符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による個人番号カード用署名電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第三条の二第二項において読み替えて準用する

用署名用電子証明書に係る署名利用者符号が混用され、誤認の虞がある。この問題を解決するため、第三条の二第一項において準用する場合を除く（第三条の二第二項において準用する場合を除く）、個人番号カードが使用できなくなる（第三条の二第一項において準用する場合を除く）ときは、住所地市町村長（国外転出者である場合は、運送業者又は輸送業者）が、個人番号カードの発行者である市町村長又は運送業者又は輸送業者に代わって、本人の登録情報を記載した登録証明書（以下「登録証明書」という。）を交付する。登録証明書は、個人番号カードと同様の構造で、個人番号カードの登録情報を記載する。登録証明書は、個人番号カードと同様の構造で、個人番号カードの登録情報を記載する。

長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。
第三条の二第二項において読み替えて準用する。第三条第二項、第三項、第五項及び第八項
(一)これらの規定を第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。(以下この項及び次項において同じ。)の規定は、同一項の届出(国外転出者である署名利用者による届出に限る。)について準用する。この場合において、第三条の二第二項によるて売み替えて、

る第三条第一項、第三項、第五項及び第八項
（これららの規定を第三条の二第四項及び第六項
において読み替えて準用する場合を含む。以下
この項及び次項において同じ。）の規定は、第
一項の申請（国外転出者である署名利用者によ
る申請に限る。）について準用する。この場合
において、第三条の二第二項において読み替え
て準用する第三条第五項中「前項の規定による
記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総
務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カ
ード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符
号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八
項中「申請書の内容及び個人番号カード用署名
用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知
並びに第六項の規定による個人番号カード用署
名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」
と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは
「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を同条第十項及び第三条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む以下この項及び第四項において同じ。）の規定

4 個人番号カード用署名電子証明書の発行を受けた署名利用者は、第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第七項又は

4 「附票管理市町村長又は機構」とあるのは
「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市
町村長」とあるのは「機構」と読み替えるもの
とする。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項（これらの規定を同条第十項及び第三条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む以下この項及び第四項において同じ。）の規定

4 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び

われることに資するものとして総務省令で定め
る事情がある場合には、住所地市町村長以外の
市町村長及び住所地市町村長（国外転出者であ
る署名利用者にあつては、附票管理市町村長以
外の市町村長及び附票管理市町村長）を経由し
てすることができる。

受けた署名利用者は、第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る電子

は、前項の届出（国外転出者である署名利用考による届出を除く。）について準用する。この場合において、第三条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とな

第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該署名利用者の使用に係る電子計算機通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の届出をすることができる。この場合においては、当該署名利

第三条第二項、第三項、第五項及び第八項
（これららの規定を同条第十項及び第三条の三第
二項において読み替えて準用する場合を含む。
以下この項及び第四項において同じ。）の規定
は、前項の申請（国外転出者である署名利用者
による申請を除く。）について準用する。この
場合において、第三条第五項中「前項の規定に
よる記録をしたときは、総務省令」とあるのは
「総務省令」と、「申請書の内容及び個人番号カ
ード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい等があつた旨の届出)
第十条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該個人番号カード

並びに第六項の規定による個人番号カード用署名電子証明書とあるのは「届出書の内容と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」

第十一一条 第九条第一項の申請又は前条第一項の申請に付する届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、第九条第一項の申請があつた旨を

は前条第一項の届出があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。（個人番号カード用署名用電子証明書に記録された個人番号カード用署名用電子証明書に記録した個人番号カード用署名用電子証明書の記録）

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報等」という。）によつて個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事由をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である署名利用者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつたこと。

二 当該署名利用者に係る住民票の消除（国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票にあっては、当該国外転出届をしたことによる消除を除く。）があつたこと。

三 当該署名利用者（国外転出者である者に限り、係る戸籍の附票の全部又は一部が消され、いすれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。）に係る戸籍の附票に記録される

（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、個人番号カード用署名用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票（国外転出者である署名利用者にあっては、個別に記録される事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知つたときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があつた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第十四条 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号（機構が当該個人番号カード用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をい。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知つたときは、直ちに、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号まで六号までに掲げる事項）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があつたこと。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効）

第十五条 個人番号カード用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、そ

（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第十六条 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遲滞なくその旨を公表しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等）

第十七条 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている個人番号カード用署名用電子証明書失効情報（第十一条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報、第十二条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報、第十三条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報等）の集合物であつて、それらの規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報）を作成し、これらを当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書失効情報）

第十八条 第二款 移動端末設備用署名用電子証明書

（移動端末設備用署名用電子証明書の発行）

第十九条 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であつて、移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備）を、（以下同じ。）に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの（以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

（前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（外国人住民である申請者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である申請者にあっては当該申請者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項）を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならぬ。

（前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失つていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に對応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。）

（申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請

に体系的に構成したものをいう。以下同じ。）

（以下同じ。）の集合物であつて、それらの規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効情報）

（個人番号カード用署名用電子証明書失効情報）

者に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行つた当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用署名用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

8 第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによって行うものとする。

(移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の適切な管理)

第十六条の三 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、主務省令で定めることにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他当該署名利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間)

第十六条の四 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間は、個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。

(移動端末設備用署名用電子証明書の二重発行の禁止)

第十六条の五 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、当該移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間により効力を失わない限り、重ねて移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けることができない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項)

第十六条の六 移動端末設備用署名用電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日

二 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号及び当該署名利用者検証符号に關する事項で主務省令で定めるもの

三 署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあっては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)と、同項に記載された転出の予定年月日までの間に第十六条の二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である署名利用者にあっては当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項)」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

四 その他主務省令で定める事項

二 国外転出届をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第十六条の二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

三 移動端末設備用署名用電子証明書に記載された事項について、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項(外国人住民である署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項)」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七条第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

四 第二項に規定する事項

五 第二項に規定する事項

六 第二項に規定する事項

七 第二項に規定する事項

八 第二項に規定する事項

九 第二項に規定する事項

十 第二項に規定する事項

十一 第二項に規定する事項

十二 第二項に規定する事項

十三 第二項に規定する事項

十四 第二項に規定する事項

十五 第二項に規定する事項

十六 第二項に規定する事項

十七 第二項に規定する事項

十八 第二項に規定する事項

十九 第二項に規定する事項

二十 第二項に規定する事項

二十一 第二項に規定する事項

二十二 第二項に規定する事項

二十三 第二項に規定する事項

二十四 第二項に規定する事項

二十五 第二項に規定する事項

二十六 第二項に規定する事項

二十七 第二項に規定する事項

二十八 第二項に規定する事項

二十九 第二項に規定する事項

三十 第二項に規定する事項

三十一 第二項に規定する事項

三十二 第二項に規定する事項

三十三 第二項に規定する事項

三十四 第二項に規定する事項

三十五 第二項に規定する事項

三十六 第二項に規定する事項

三十七 第二項に規定する事項

三十八 第二項に規定する事項

三十九 第二項に規定する事項

四十 第二項に規定する事項

四十一 第二項に規定する事項

四十二 第二項に規定する事項

四十三 第二項に規定する事項

四十四 第二項に規定する事項

四十五 第二項に規定する事項

四十六 第二項に規定する事項

四十七 第二項に規定する事項

四十八 第二項に規定する事項

四十九 第二項に規定する事項

五十 第二項に規定する事項

五十一 第二項に規定する事項

五十二 第二項に規定する事項

五十三 第二項に規定する事項

五十四 第二項に規定する事項

五十五 第二項に規定する事項

五十六 第二項に規定する事項

五十七 第二項に規定する事項

五十八 第二項に規定する事項

五十九 第二項に規定する事項

六十 第二項に規定する事項

六十一 第二項に規定する事項

六十二 第二項に規定する事項

六十三 第二項に規定する事項

六十四 第二項に規定する事項

六十五 第二項に規定する事項

六十六 第二項に規定する事項

六十七 第二項に規定する事項

六十八 第二項に規定する事項

六十九 第二項に規定する事項

七十 第二項に規定する事項

七十一 第二項に規定する事項

七十二 第二項に規定する事項

七十三 第二項に規定する事項

七十四 第二項に規定する事項

七十五 第二項に規定する事項

七十六 第二項に規定する事項

七十七 第二項に規定する事項

七十八 第二項に規定する事項

七十九 第二項に規定する事項

八十 第二項に規定する事項

八十一 第二項に規定する事項

八十二 第二項に規定する事項

八十三 第二項に規定する事項

八十四 第二項に規定する事項

八十五 第二項に規定する事項

八十六 第二項に規定する事項

八十七 第二項に規定する事項

八十八 第二項に規定する事項

八十九 第二項に規定する事項

九十 第二項に規定する事項

九十一 第二項に規定する事項

九十二 第二項に規定する事項

九十三 第二項に規定する事項

九十四 第二項に規定する事項

九十五 第二項に規定する事項

九十六 第二項に規定する事項

九十七 第二項に規定する事項

九十八 第二項に規定する事項

九十九 第二項に規定する事項

一百 第二項に規定する事項

二〇二 第二項に規定する事項

二〇三 第二項に規定する事項

二〇四 第二項に規定する事項

二〇五 第二項に規定する事項

二〇六 第二項に規定する事項

二〇七 第二項に規定する事項

二〇八 第二項に規定する事項

二〇九 第二項に規定する事項

二一〇 第二項に規定する事項

二一一 第二項に規定する事項

二一二 第二項に規定する事項

二一三 第二項に規定する事項

二一四 第二項に規定する事項

二一五 第二項に規定する事項

二一六 第二項に規定する事項

二一七 第二項に規定する事項

二一八 第二項に規定する事項

二一九 第二項に規定する事項

二二〇 第二項に規定する事項

二二一 第二項に規定する事項

二二二 第二項に規定する事項

二二三 第二項に規定する事項

二二四 第二項に規定する事項

二二五 第二項に規定する事項

二二六 第二項に規定する事項

二二七 第二項に規定する事項

二二八 第二項に規定する事項

二二九 第二項に規定する事項

二三〇 第二項に規定する事項

二三一 第二項に規定する事項

二三二 第二項に規定する事項

二三三 第二項に規定する事項

二三四 第二項に規定する事項

二三五 第二項に規定する事項

二三六 第二項に規定する事項

二三七 第二項に規定する事項

二三八 第二項に規定する事項

二三九 第二項に規定する事項

二四〇 第二項に規定する事項

二四一 第二項に規定する事項

二四二 第二項に規定する事項

二四三 第二項に規定する事項

二四四 第二項に規定する事項

二四五 第二項に規定する事項

二四六 第二項に規定する事項

二四七 第二項に規定する事項

二四八 第二項に規定する事項

二四九 第二項に規定する事項

二五〇 第二項に規定する事項

二五一 第二項に規定する事項

二五二 第二項に規定する事項

二五三 第二項に規定する事項

二五四 第二項に規定する事項

二五五 第二項に規定する事項

二五六 第二項に規定する事項

二五七 第二項に規定する事項

二五八 第二項に規定する事項

二五九 第二項に規定する事項

二六〇 第二項に規定する事項

二六一 第二項に規定する事項

二六二 第二項に規定する事項

二六三 第二項に規定する事項

二六四 第二項に規定する事項

二六五 第二項に規定する事項

二六六 第二項に規定する事項

二六七 第二項に規定する事項

二六八 第二項に規定する事項

二六九 第二項に規定する事項

二七〇 第二項に規定する事項

二七一 第二項に規定する事項

二七二 第二項に規定する事項

二七三 第二項に規定する事項

二七四 第二項に規定する事項

二七五 第二項に規定する事項

二七六 第二項に規定する事項

二七七 第二項に規定する事項

二七八 第二項に規定する事項

二七九 第二項に規定する事項

二八〇 第二項に規定する事項

二八一 第二項に規定する事項

二八二 第二項に規定する事項

二八三 第二項に規定する事項

二八四 第二項に規定する事項

二八五 第二項に規定する事項

二八六 第二項に規定する事項

二八七 第二項に規定する事項

二八八 第二項に規定する事項

二八九 第二項に規定する事項

二九〇 第二項に規定する事項

二九一 第二項に規定する事項

二九二 第二項に規定する事項

二九三 第二項に規定する事項

二九四 第二項に規定する事項

二九五 第二項に規定する事項

二九六 第二項に規定する事項

二九七 第二項に規定する事項

二九八 第二項に規定する事項

二九九 第二項に規定する事項

二九〇 第二項に規定する事項

おいて「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。」を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子証明書を行つた移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」といふ等があつた旨及びこれら的事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」といふ）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

合には、あらかじめ、機関に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一 行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）

二 裁判所

二の二 地方公共団体の議会

三 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に随伴して必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政府が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者

四 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者

五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）が認定する者

六 前各号に掲げる者以外の者であつて、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行つたこと又は利用者証明利用者が行つた電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行つたことの確認を政令で定める基準に適合して行うことができるるものとして主務大臣が認定するもの

前項第五号又は第六号の認定（次項において「認定」という。）は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた者が第一項第五号の政令で定める基準に適合しなくなつたとき又は同項第六号に規定する確認を同号の政令で定める基準に適合して行うことができなくなつたと認められたとき。

二 認定を受けた者が第三十九条第一項から第三項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項、第二項、第三項若しくは第六項の規定に違反したとき。

三 認定を受けた者が第三十八条第一項、第三十八条の四、第五十一条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第五十一条第一項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者があつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

七 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者があつた者が第五十五条第一項の規定に違反したとき。

八 認定を受けた者から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくは職員若しくはその役員若しくはこれらの者があつた者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。

九 認定を受けた者から第五十一条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五条第二項の規定に違反したとき。

十 第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十五条第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

受けて行うものを含む。)に従事している者又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

た者（以下「署名検証者」という。）は、機構が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他の当該提供を行うに当たって合意しておくべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対して第二十条第一項の規定による回答をするため、機

構に対し、次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求める場合(第一号)に掲げる団体にあっては当該団体に所属する者が法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、第二号に掲げる団体又は機関にあっては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)には、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求めると旨及び第二十条第一項の規定による回答を受ける者(以下「署名確認者」という。)の範囲の届出をしなければならない。

二 行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体で政令で定めるもの

第四項の規定は、前項の届出を受けた機構及び当該届出をした者（以下「団体署名検証者」という。）について準用する。

（署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等）

名検証者等」という。)の求めがあつたときは政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報(第十二条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。
機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル(第十六条の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行ふものとする。
機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあつた場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報(署名用電子証明書(第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つてないものに限る。以下この項において同じ。)に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第一項第三号(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる事項をいう。以下同じ。)が存在しない、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行ふものとする。
機構は、署名検証者の求めがあつたときは政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項(以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。)を提供するものとする。
一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第十六条の四の規定による有効期間が経過していなかつた署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号
二 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に

係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めることににより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあつたとき 第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する個人番号カード用利用者証明電子証明書の発行の番号

機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前各項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一 署名検証者等が次条第一項から第三項まで、第二十条第一項若しくは第三項から第五項まで、第五十条第一項又は第五十二条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項の規定に違反したとき。

二 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

四 署名検証者等若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十四条第一項の規定に違反したとき。

五 署名検証者等から第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十四条第二項の規定に違反したとき。

六 第五十一条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

七 署名検証者等が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、第三十七条第四項の規定により同条第一項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、同条第二項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受け

五 第五十一条第三項に規定する受領(?)に回答等する者はしくはその従員若しくは職員又はこれらの方であつた者が第五十四条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

第三条第三項に規定する外、第六十一条各款の規定による電子計算機処理等に關する事務（署名を確認する者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む）を受けて行うものと含む。）に從事している者又は從事していた者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

第十九条 署名検証者は（署名検証者の義務等）

第十九条 署名検証者は、署名利用者から当該署名利用者の符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受け理したときは、当該署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

署名検証者は、前項の規定による確認を行つたに当たり、署名利用者本人が電子署名を行つたことの確認を当該電子署名に用いられた署名利用者符号が当該署名利用者のものであることを示すための措置として主務省令で定めるものを当該署名利用者に求める方法により行わなければならない。

署名検証者は、署名利用者から通知された署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号を、当該署名用電子証明書とともに通知された情報について行われている署名利用者符号を名前利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

署名検証者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つてないことを確認したときは、当該確認の後ににおいても、当該署名用電子証明書がこれらの規定により効力を失つてないことを確認するため、機構に対し、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供を求めることができる。

が（団体署名検証者の義務）

第二十条 団体署名検証者は、次条第一項又は第三項の規定による確認をしようとする署名確認者の求めがあつたときは、第十八条第一項又は第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る署名用電子証明書失効情報又は保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを基に当該求めに係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つていないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならない。

2 前項の規定にかかるわらず、団体署名検証者は、第十八条第七項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるとときは、前項の規定による回答をしないことができる。

3 団体署名検証者は、署名確認者から署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したときは、当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号を、当該署名用電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

4 団体署名検証者は、次条第四項の規定により署名確認者から特定署名用電子証明書記録情報の提供の求めがあつたときは、機構に対し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めるなければならない。

5 団体署名検証者は、前項の場合において、第

(団体署名検証者の義務)

は、次条第一項又は第

第二十一条 署名確認者は、署名利用者から当該署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したとき（第十七条第五項第一号に掲げる団体に所属する署名確認者にあっては法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等、裁判所及び地方公共団体の議会に対する申請、届

卷二

**第一款 個人番号カード用利用者証明
用電子証明書**

理したときは、当該署名用電子証明書が第十五條第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

に当たり、署名利用者本人が電子署名を行ったことの確認を当該電子署名に用いられた署名利用者符号が当該署名利用者のものであることを示すための措置として主務省令で定めるものを当該署名利用者に求める方法により行わなければならない。

3 団体署名検証者は、署名確認者から署名利用者の署名利用者符号を用いて電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書の通知を受領したときは、当該署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号を、当該署名用電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

4 団体署名検証者は、次条第四項の規定により署名確認者から特定署名用電子証明書記録情報の提供の求めがあつたときは、機構に対し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を求めなければならない。

5 団体署名検証者は、前項の場合において、第

た情報について行なわれている電子署名が当該署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行なわれていることの確認以外の目的に利用してはならない。

署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第六十六条の十四第一項の規定により効力を失つていないことを確認したときは、当該署名確認の後においても、当該署名用電子証明書がこれらの規定により効力を失つていないことを確認するため、団体署名検証者に対し、前条第一項の規定による回答を求めることができる。

署名確認者は、第一項の規定により同項の署名利用者に係る署名用電子証明書が第十五条第一項又は第六十六条の十四第一項の規定により効力を失つていないことを確認したときは、当該署名確認の後においても、当該署名用電子証明書がこれらの規定により効力を失つていないことを確認するため、団体署名検証者に対し、前条第一項の規定による回答を求めることができる。

び第七号に掲げる事項（外国人住民である申請者にあっては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認（以下この条において「利用者証明利用者確認」という。）をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定め

るところにより、速やかに、署名確認者に対する
し、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供
を行わなければならない。

前項の規定にかかるわらず、団体署名検証者は
は、第十八条第七項各号のいずれかに該当し、
又は該当するおそれがあると認めるときは、前
項の規定による特定署名用電子証明書記録情報
の提供を行わないことができる。

(署名確認者の義務等)

第二節 利用者證明認証業務

てることを確認したときは、団体署名検証者に対する、当該署名利用者に係る特定署名用電子証明書記録情報（個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていることを確認したときにあつては個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていることを確認したときには移動端末設備用電子証明書に係るものに限る。）の提供を求めることができる。

4 個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

6 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行つた当該申請に係る移動端末設備用利用者証明電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

8 前項の規定による通知を受けた申請者は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

第二項の規定による同項に規定する事項の通知及び第五項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、申請者の使用に係る移動端末設備又は機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である機構の使用に係る電子計算機又は相手方である申請者の使用に係る移動端末設備に送信することによつて行うものとする。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の適切な管理)

第三十五条の三 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者は、主務省令で定めることにより、当該利用者証明利用者の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他該利用者証明利用者符号の適切な管理を行わなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間)

者証明用電子証明書の有効期間の範囲内において主務省令で定める。
(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の二重発行の禁止)

又は従事していた者が第五十七条第一項の規定に違反したとき。

合において、第十八条第六項の規定により保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報アソシエーション、特定署名用電子証明書登録情報、付心

（利用者正明・使用者の義務）
特定署名用電子証明書記録情報を対応する署名用電子証明書の発行の番号又は対応証明書の発行の番号の提供を停止されたとき。

三十八条 利用者が当該利用者証明検証者は、利用者証明利用者符号を用いて行つた電子利用者証明に関する利用者証明用電子証明書の通知を受領したときは、当該利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項又は第三十五条の十四第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならない。

利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたこととの確認を当該電子利用者証明に用いたられた利用者証明利用者符号が当該利用者証明を行つたこととの確認を当該電子利用者証明に用いたられた利用者証明利用者符号が当該利用者証明利用者ものであることを示すための措置として主務省令で定めるものを当該利用者証明利用者に求める方法により行わなければならない。

利用者証明検証者は、利用者証明利用者から通知された利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号を、当該利用者証明が当該利用者証明利用者検証符号に対応する利用者証明用電子証明書の通知に係る電子利用者証明が当該利用者証明利用者検証符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたことの確認)

三十八条の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けた個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行つたことの確認を当該利用者証明された利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用いる方法であつて主務省令で定めるものにより行うことができる。

2 利用者証明検証者は、前項の認可を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 申請に係る確認の業務の用に供する設備の概要

主務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請に係る確認の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、第一項の認可の申請を行なう者が当該計画を確実に遂行することができるること。

二 申請に係る確認の業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。

4 第一項の認可を受けた者（以下「特定利用者証明検証者」という。）は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 特定利用者証明検証者は、前項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 特定利用者証明検証者が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 特定利用者証明検証者が第四項の規定に違反したとき。

三 電子署名及び認証業務に関する法律第七条第一項又は第十四条第一項の規定により特定利用者証明検証者に係る同条第一項第五号又は第六号の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

四 第十七条第二項又は第三項の規定により特定利用者証明検証者に係る同条第一項第五号又は第六号の認定がその効力を失い、又は取り消されたとき。

五 特定利用者証明検証者が第五十一条第三項又は第五十三条第三項の規定に違反したとき。

六 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が第五十一条第三項において準用する同条第三項の規定において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

七 特定利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれららの者であつた者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものと含む。）に従事している者又は従事している者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

十 第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証明検証者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

（特定利用者証明検証者証明符号）

第三十八条の三 特定利用者証明検証者は、機構に対し、特定利用者証明検証者であることを示す符号（以下「特定利用者証明検証者証明符号」という。）の提供を求めることができる。

機構は、特定利用者証明検証者から前項の求めがあつたときは、主務省令で定めるところに従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

機構及び特定利用者証明検証者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うに当たつて合意しておくべきものとして主務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。（電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書による利用者証明検証者の義務）

た電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認をした後（当該利用者証明検証者が署名検証者であり、かつ、当該利用者証明利用者が署名利用者である場合には、同項の規定により当該確認を行ったことの確認をした後）、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認をした後、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子署名證明書の通知を受理したとき（第三十八条第一項に規定するときを除く。）は、当該個人番号カード用利用者証明用電子證明書が第三十四条第一項の規定により効力を失つてないことを確認しなければならない。

2 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、同項の個人番号カード用利用者証明用電子證明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として主務省令で定めるものを講じなければならぬ。

第三節 認証事務管理規程等

（認証事務管理規程）

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）に関し総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものはない。

（帳簿の備付け）

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第五項までの規定による保存期間に係る署名用電子證明書失効情報ファイル、特定署名用電子證明書記録情報、対応署名用電子證明書の発行の番号及び対応證明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項から第

第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(次項において「新公的個人認証法」という) 第七条第二項の規定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下この条において「公的個人認証法」という) 第三条第六項の規定により第十号施行日以後に発行される署名用電子証明書(同条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下この条において同じ。)について適用し、公的個人認証法第三条第六項の規定により第十号施行日前に発行される署名用電子証明書については、なお従前の例による。

新公的個人認証法第十二条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、新公的個人認証法第三条の規定による改正前の公的個人認証法第三条の規定による改定により第十号施行日以後に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者(公的個人認証法に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定により第十号施行前にした行為に対する罰則(政令への委任))の施行前にした行為に対する罰則(政令への委任) 第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。(検討)

第九条 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一十七の項の改正規定を除く。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定)公布の日二から六まで 略

二 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一
条を加える改正規定を除く)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第五十一条の改正規定(戸籍の下に「正本及び」を加える部分に限る。)に限る)、第一十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十三条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(条例を含む。)を削る部分に限る。)に限る)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一十七の項の改正規定を除く。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十三条までの規定)公布の日二から六まで 略

二 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一
条を加える改正規定を除く)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第五十一条の改正規定(戸籍の下に「正本及び」を加える部分に限る。)に限る)、第一十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十三条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(条例を含む。)を削る部分に限る。)に限る)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定によりこの条において「同じ。」の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。ただし、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の一十七の項の改正規定を除く。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十三条までの規定)公布の日二から六まで 略

二 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一
条を加える改正規定を除く)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第五十一条の改正規定(戸籍の下に「正本及び」を加える部分に限る。)に限る)、第一十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る)、第三十三条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(条例を含む。)を削る部分に限る。)に限る)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

改定する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用しなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされないものについては、法令に別段の定めがないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第七十四条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これと新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施

行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

一 第五百九条の規定(公布の日

(施行期日)

附 則 (令和五年五月八日法律第一九号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(各号に定める日から施行する。)

一 第五百九条の規定(公布の日

(施行期日)

附 則 (令和五年六月九日法律第四八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(各号に定める日から施行する。)

一 第五百九条の規定(公布の日

(施行期日)

附 則 (令和五年五月八日法律第一九号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(各号に定める日から施行する。)

一 第五百九条の規定(公布の日

(施行期日)

第二条 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改定により第十号施行日前にした行為に対する罰則(政令への委任) 第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。

(検討)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施

行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

<p>十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日 二及び三 略</p> <p>四 第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第二項の改正規定、同法第三条の二第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第十二条第一号の改正規定、同法第十六条の二第二項の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定及び同法第三十五条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p>第五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に公的個人認証法第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失つてない個人番号カード用署名用電子証明書（公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）又は公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項については、なお従前の例による。</p> <p>前項の規定の適用を受ける個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けている署名利用者（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。次項において同じ。）についての第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の公的個人認証法第十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる場合に該当するときは、同条第一号に規定する記載の修正（以下この項及び第四項において「住民票の記載の修正」という。）はなかつたものとみなす。</p> <p>一 次条第一項若しくは第二項又は附則第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定による届出によつて戸籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつた場合</p> <p>二 附則第九条第一項から第三項までの規定による戸籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつた場合</p>
--	--

<p>三 附則第十条第一項から第四項まで（これら</p> <p>の規定を附則第十一条において準用する場合を含む。）又は附則第十二条第一項から第四項までの規定による届出によつて戸籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつた場合</p> <p>四 前項の規定は、第四号施行日以後に発行される個人番号カード用署名用電子証明書で新住民基本台帳法第七条第一号の二に掲げる事項が記録されていないものの発行を受ける署名利用者について準用する。</p>	<p>三 前項においては、公的個人認証法第十三条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等及び公的個人認証法第十六条の十一に規定する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等は、ないものとする。</p> <p>4 前項において準用する第二項の規定により住民票の記載の修正がなかつたものとみなされる場合においては、公的個人認証法第十三条に規定する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等及び公的個人認証法第十六条の十一に規定する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等は、ないものとする。</p> <p>第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p>第五条 附則（令和六年六月二一日法律第五九号）抄</p> <p style="text-align: right;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一 附則第十一条の規定 公布の日</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第一 附則第十一条の規定 公布の日</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
---	---